

125

パナホームシティ西神南Ⅱ

協定区域	西区井吹台北町1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2005年4月22日
	面積	8,880.95㎡		更新 2015年4月22日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2015年4月22日～2024年5月25日

協定内容の概要

- (1) 建築物は1区画1戸建ての専用住宅または、地区計画・低層住宅地区Aで定める用途の住宅とする。但し、7-1～5(1～5号地)の5区画は地区計画・低層住宅地区Bで定める用途の住宅も建築可能とする。また、親子等が居住する二世帯住宅は、全区画において、建築確認で認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。
- (2) 車庫は、道路の角切部分を自動車の出入口としないものとする。
- (3) 現状地盤面は、変更してはならない。但し、造園などの為の必要最小限の変更はこの限りではない。
- (4) 敷地内には積極的に植栽を行い、緑化に努めるとともに、保守管理を怠らないこと。
- (5) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等利益を目的としないものに限り、設置できるものとする。但し、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺との調和する様努めなければならない。
- (6) フットパスに接する側に、歩行者(自転車)、車両の出入り口を設けてはならない。また歩道に接する側には、車両の出入り口を設けてはならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

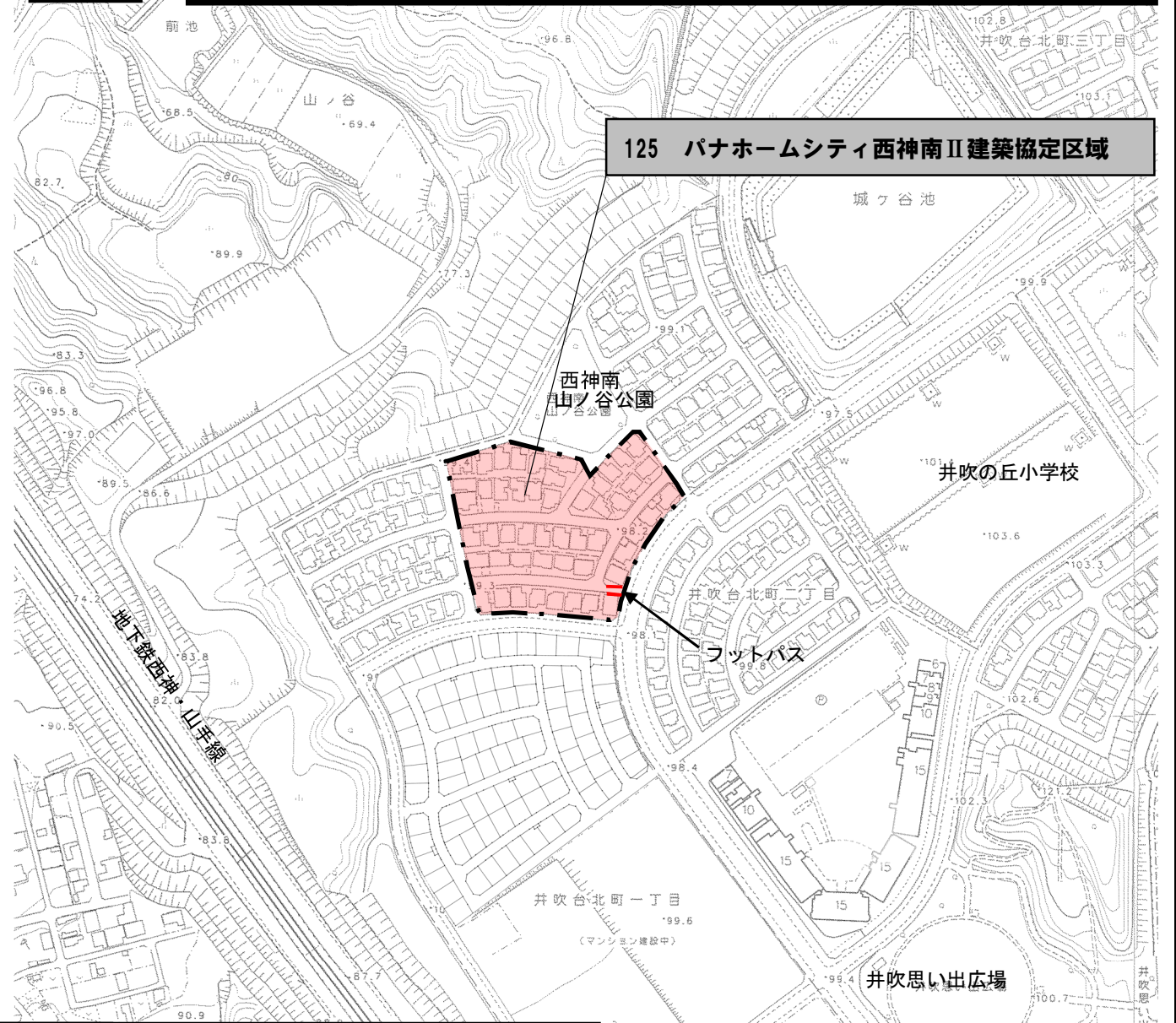
運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

125

パナホームシティ西神南Ⅱ

125 パナホームシティ西神南Ⅱ建築協定区域



位置図

